

「不利益処分」 基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	故意の場合の給付制限	
根拠法令・条項	国民健康保険法第60条	
所 管 課	各区役所 保険年金課	
処 分 基 準 （処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由）	☒ 設 定 ・ 設定できない ・ 基準を公開できない 被保険者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に疾病にかかり、又は負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付等は、行わない。	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・ 聴 聞 ・ 弁 明
	（聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等）	ただし、行政手続法第13条第2項第1号に規定する「緊急に不利益処分をする必要がある」又は同項第4号に規定する「金銭の給付を制限する」に該当するため、手続を省略する。
	個別法により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項	